

第73回財務省 NGO 定期協議議事録

日時：2020年6月19日 14:00～16:40

会場：オンライン開催

議題

財務省提案議題

1. 第101回世銀・IMF合同開発委員会について

NGO側提案議題

1. JBIC融資検討中のベトナム・ブンアン2石炭火力発電事業に関して
2. モザンビークの「隠れ債務」問題と円借款、三井物産へのJBIC融資について
3. JBIC、JICAによるインドネシア・ジャワ島における石炭火力輸出支援とPLNの債務に係る問題提起について
4. バングラデシュ・マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業（フェーズ2）への円借款供与について
5. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する国際協力～JICA「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」及び途上国の債務救済措置について

参加者（順不同・敬称略）

NGO側

1. 堀江由美子（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン）
2. 大野容子（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン）
3. 川口真実（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン）
4. 大沼照美（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン）
5. 斎藤文栄（ジョイセフ）
6. 神谷麻美（ジョイセフ）
7. 渡辺直子（日本国際ボランティアセンター）
8. 津山直子（アフリカ日本協議会）
9. 林達雄（アフリカ日本協議会）
10. 大林稔（モザンビーク開発を考える市民の会）
11. 船田クラークセンさやか（明治学院大学国際平和研究所）
12. 鈴木康子（気候ネットワーク）
13. 波多江秀枝（FoE Japan）
14. 深草亜悠美（FoE Japan）
15. 杉浦成人（FoE Japan）
16. 木口由香（メコン・ウォッチ）
17. 遠藤諭子（メコン・ウォッチ）
18. 古沢広祐（JACSES / 國學院大學）
19. 田辺有輝（JACSES）
20. 山縣萌香（JACSES）
21. 小林和佳子（JACSES）

財務省側

1. 米山泰揚（開発機関課長）
2. 村口和人（開発機関課 課長補佐）
3. 菊池由紀恵（開発機関課 総括係長）
4. 小荷田直久（開発政策課 開発金融専門官）

5. 岡里勇希（開発政策課 調査主任）
6. 長谷川悠（参事官室 課長補佐）
7. 渡邊毅裕（参事官室 課長補佐）
8. 関口祐介（参事官室 課長補佐）
9. 水沼由佳子（参事官室 課長補佐）
10. 矢野智史（参事官室 地域第1係長）
11. 山崎真依（参事官室 地域第3係長）
12. 渡辺未来（参事官室 地域第4係長）
13. 谷津佑典（参事官室 地域第5係長）

JBIC 側

1. 松井大輔（電力・新エネルギー第1部 第3ユニット長）
2. 北村健一郎（電力・新エネルギー第1部 第4ユニット長）
3. 渋谷敦岐（石油・天然ガス部 第1ユニット長）
4. 細井恵介（石油・天然ガス部 第1ユニット長代理）
5. 横田篤（経営企画部業務課）
6. 清水勇佑（経営企画部業務課）

財務省提案議題

議題1：第101回世銀・IMF合同開発委員会について

MOF 村口：

今年4月に開かれた第101回世銀・IMF合同開発委員会について、そのポイントをご説明させていただきます。事前に皆様にメールで開発委員会のコミュニケと日本国ステートメントをお配りしているため、そちらを適宜ご参照頂きたい。

世銀・IMFの合同開発委員会は4月と10月に開かれている。今回の新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、世銀・IMFの春会合自体がバーチャル開催になり、この会合と同様に、ビデオ会議による開催となった。その内容についてまず、コミュニケでざっと全体の議論をご紹介させて頂いた上で、日本国ステートメントで我々が何を述べたかについて簡単に触れさせて頂きたい。

まずコミュニケで、この開発委員会が新型コロナウイルスの感染拡大が広がる中で行われたこともあり、議題の中心はやはり、新型コロナ対策、それによって影響を受けた途上国をどうやって支援するか集中した。COVID-19によって世界中に深刻な影響が出ていて、人的・経済的被害が増加している。このパンデミックによって、開発コミュニティはこれまで以上にグローバルな課題に直面しているとの認識が示された。このような中で、多国間の協調が非常に重要である。特に世銀グループは、その知見や経験を活かして主導的な役割を果たすことが期待されている。また、支援を行っていく上では、世銀が単独でやるわけではなく、WHOや他の国際機関、国際金融機関、バイのパートナーとしっかり連携して、途上国を支援することが重要だと示された。

また、世界経済は、新型コロナウイルスの影響で非常にさまざまな負のショックを経験している。海外から途上国への資金調達が難しくなったり、貿易、サプライチェーン、投資の流れの混乱、金融・人的資本が遊休状態になってしまったり、海外からの送金が止まったり、観光からの所得が減る等、さまざまな面で今影響が出ている状況にある。また、一次産品価格は急落していることもあり、一次産品に依存している国々の経済は非常に厳しい状況にある。そういう中で、開発委員会に集まっている大臣は、世銀グループに対して、各国によるこうした混乱を緩和するための取り組みを支援するよう求めるメッセージを出している。

そんな中、世銀・IMFも様々な対応をしている。世銀グループについては、今後15か月間で最大1,500～1,600億ドルの支援を予定していることを示しており、これを歓迎する内容になっている。また、世銀の中でもIBRDやIDAについては、COVID-19ファストトラック・ファシリティというものがあり、その中で、公衆衛生危機に対する途上国の緊急対策を支援するための資金を提供している。また、IFCは、貿易の流れや民間セクター全般をサポートするため、短期・中期の資金を提供している。MIGAは、緊急の医療対応と経済回復に必要な資金ニーズを満たすため、保証を提供している。IMFについても、通常ファシリティと緊急支援資金の双方を通じて支援を行っている。

途上国の中でも特に最貧国であるIDA対象国は、このパンデミックから非常に深刻な影響を受けている。IDA10の資金を活用したグラント（無償資金）や譲許性の高い資金の前倒しを含め、世銀グループによるIDA対象国に対するイニシアティブを強く支持する内容になっている。また、別途ご質問頂いている議題5で、改めて担当の者からご説明させて頂くと思うが、債務返済の猶予を求める最貧国のための、二国間の公的債権者による債務返済の時限的な猶予の実施に向けて、G20及びパリクラブが合意し、世銀グループ及びIMFから支持された、協調的なアプローチを歓迎することがコミュニケに盛り込まれている。

また、これに関連して、民間債権者についても、同等の条件でこのイニシアティブに参加することを要請することもコミュニケに書き込まれている。今後については、世銀グループやIMFが、IDAの対象国と連携しつつ、強化された透明性に基いて債務持続可能性をきちんと評価して、自由になった財政スペースの利用をしっかりとモニターしながら、実際にどうなったのかを年次総会（10月開催）の際に開かれる開発委員会で報告をするよう求める内容のコミュニケになっている。

もう1点、お配りしている日本国ステートメントのご紹介に移らせて頂く。日本国ステートメントについても、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を踏まえて、日本としても世銀と協力しながら様々なサポートに関するメッセージを中心に述べさせて頂いている。

まず、先程も紹介したが、世銀グループが持ち出している総額140億ドルの緊急支援パッケージと、今後15か月で最大1,600億ドルの支援を表明していることを日本としても高く評価している内容になっている。また、世銀グループがこうやって途上国に積極的に支援していく上では、この資金基盤をしっかりと固めていくことが重要であるので、そういう意味ではこれまで合意されてきた増資を着実に実施することが非常に重要になってくる。

日本は第19次IDA（国際開発協会）増資に4,005億円、またIFCの増資5.6億ドル（617億円）を行うことになっており、今年の3月末にこのような機関に対する増資を行うことができるとの内容を盛り込んだ法案が国会で成立しており、そういう状況にあることを報告させて頂いている。

ご案内にもあるが、IDA19においては、パンデミック対策やユニバーサル・ヘルス・カバレッジなどの国際保健の部分も非常に重要な政策の1つとして位置付けられており、これを日本として評価することを述べさせて頂いている。

続いて世銀グループと連携した日本の支援に関しては、大きく分けて3点ほど示させて頂いている。1点目は、新型コロナウイルス対応のための迅速な支援メカニズムの立ち上げとして、こういった新型コロナウイルスの感染症の拡大にレスポンスができるようなメカニズムが重要である。一方で、同時に、こうした取り組みが一過性のもので終わらないために、途上国自身が主体的に感染症の備え（preparedness）を高めていくことが重要である。Responseとpreparednessの両方を強化したいという観点から、日本は世銀グループと連携して「保健危機への備えと対応に係るマルチドナー基金（Health Emergency Preparedness and Response Multi-Donor Fund）」を立ち上げることを開発委員会において公表している。

そのメカニズムに対して、日本は緊急な資金としてまず1億ドルを拠出することも併せて表明させて頂いている。それとともに、先程述べたのは、新しく立ち上げたマルチな基金に関してだが、これの他、日本としては世銀に置かれた日本信託基金、バイで作っている信託基金も活用して、保健、途上国における感染症予防、備え、対応のための体制強化、人材育成、NGOの方を通じた草の根の感染症対策を支援する観点から、全体で2000万ドルの資金を提供することも併せて公表している。

3点目が、新型コロナウイルスの根本的な克服のためのワクチン開発支援で、国際エイズワクチン推進構想（IAVI）も新型コロナウイルスに対するワクチンの開発に取り組んでいる。日本としてこれに対して、1000万ドルを拠出する旨を併せて表明させて頂いている。

その他、先程コミュニケの方でも話が出たが、最貧国のための債務返済猶予イニシアティブについて、G20やパリクラブが合意し、世銀グループ・IMFから支持された、協調的なアプローチができたことを歓迎することを日本としても表明している。

併せて、このイニシアティブを真に効果的なものとするため、パリクラブの主導の下、全ての主要な二国間の公的債権者が参加することを歓迎するとしている。実際にこのイニシアティブを進める上で、世銀とIMFが、債務国と密接に連携し、債務の透明性を確保し、債務の持続可能性に関する分析を迅速に行うことを期待することも併せて表明している。

最後になるが、足元こういう状態なので、新型コロナ対策は前面に出ているが、これが終わった後のポスト・コロナを見据えた途上国の支援についても触れさせて頂いている。具体的には、質の高いインフラ投資の推進を図る観点から、世銀東京開発ラーニングセンター（TDLC）及び日本・世銀防災共同プログラムを活用した知見の共有や、「質の高いインフラ・パートナーシップ基金」という日本が世銀に置くバイの基金を活用した質の高いインフラ案件の組成支援の取り組みをさらに強化していくことも表明させて頂いている。

古沢：

こういう緊急支援は大変重要な、今後の動きに対して迅速に対応して頂く方向性が出ていると思う。細かくは大変だと思うが、特にこのパンデミック、あるいは保健衛生に関してやはり社会的弱者、弱いところはかなりしわ寄せがいつているので、そこに上手く届くようなプログラム、工夫、あるいはWHOとの連携などいろんな連携が必要だと思うが、1番届く必要のあるところへ届かせるような工夫は何かされているか。

MOF村口：

まさにご指摘頂いた通り、貧困層やvulnerableな層の方にいかに支援を届けるかは非常に重要なテーマだと思う。そういう意味では先程言及したように、WHOや国連機関のようにフィールドにいる国際機関との連携は非常に重要である。そういうことが重要だという話を世銀の理事会でもしているところ。また、草の根の支援を届けるという意味では、先程少し紹介したが、世銀に置かれている日本信託基金についてはNGOを通じた支援についても追加的な拠出を検討している。

古沢：

了解した。具体的なインフラのところ、気になった点が1つある。いわゆる医療関係、医療施設、インフラにはいろんなインフラがあると思うが、そこにプライオリティが何かつけてられているのか。質の高いという枕詞があったが、その中身が気になったので何か補足があれば。

MOF村口：

足元、まさに新型コロナが広がる中で医療インフラ、病院も含まれるかもしれないが、ここに対する支援は非常に多くなっている。また、先程申し上げた質の高いというのは、当然医療インフラを含むが、より幅広い概念として、コロナが収束した後も続く重要な課題だと思っている。

MOF米山：

補足させて頂く。コロナのような、感染症が急速に広まっている状況における対応なので、保健セクターと言ってもいろいろある。今から病院を作ることは中期的には大事だが、短期的にはコロナ対策として、なかなか追いつかないと思う。今世銀を含めてやろうとしていることは、建物を作るよりは、とりあえず今足元で広がるコロナの影響をどのようにして緩和する、あるいは止めるかにあるので、緊急の医療機材であったり、マスクであったり、あるいは検査の機材であったり、そういったところへの支援が当面は中心になるのだと思う。その上で、短期はそういうことだと思うが、中長期はどうしていくのか。もちろん、医療のインフラも大事だと思うし、それ以上に大事なのは病院のようなインフラを作るに加えて、保健システムとして、きちんと能力のある人たちが配置されて、何か起きた時に対応できるような体制を作っていくことが中期的、長期的には大事な課題となると思う。

質の高いインフラに関しては少し毛色が違っており、これは昨年からG20で、私も何度かこの会議の場でも申し上げたことがあるかと思うが、質の高いインフラの6つの原則が出されているので、インフラが大事ということは誰もが言うが、単にトンカチだけやれば良いということではなく、道路を作ったり橋を作ったりすることだけではなく、経済全体への影響であったり、財政への影響であったり、あるいは、環境への影響であったり、地元の住民の方々の福利厚生であったり、いろんなことを考えながら、インフラの支援をやっていくことが大事だということが打ち出されている。もちろん今足元、コロナで人も亡くなっているから、その対策が最優先であるのは間違いないと思うが、将来の途上国の経済開発、社会開発を考えると、コロナだけをやっていても先がないので、きちんと誰にも裨益する形で、経済成長が行われるように、そういう思いを込めて進めていくのが、質の高いインフラだと思っている。

大林：

日本のステートメントについてだが、(3)に最貧国からの債務返済の一時的な猶予というところがある。これについては、猶予を歓迎するという態度は私も歓迎するが、そのモニターについては世銀とIMFに期待するとなっている。これは少しどうなのか、日本政府としてはこれで良いのかと思うのでコメントさせて頂きたいが、80年代の債務危機の際に、救済に関して、ほとんど日本はIMFと世銀に任せっきりにしたという実態がある。この間に世銀・IMFの方針が進められたところ、コストを貧困者がほとんど払うというかなり悲惨な状況が生じて、あまりにひどいとの声が世界的に市民社会等々から起こって、貧困削減戦略、あるいは市民社会の役割を重視するように、若干アプローチを転換したという経緯があったが、その辺の経緯が全く忘れられているようなステートメントだと思う。やはり、当時、前のドナーがその辺の方針やモニターも含めて世銀とIMFに任せっきりにしたことが、多くの人々が長期間に渡って苦しんだ1つの要因をなしているわけで、その点でこのコミュニケはほとんどその時の教訓、貧困削減と市民社会の役割の重視という歴史的な流れ、過去の流れを忘れたかのような書きっぷりで、少しどうなのかと思う。ここに書いていないことで、日本政府としてやっておられる、あるいはやろうとしておられることもあると思うので、教えて頂きたい。

MOF米山：

この80年代の債務削減、80年代から90年代、2000年に至るまで、構造調整から始まり、結局最終的にHIPC、MDRIで莫大な金額の債務を救済することになった経験は、私自身が自分のものとしてより思うところはある。先生がおっしゃるように、この反省に基づいてどのようにして途上国支援をやっていくのかを考えることは極めて重要だと思う。もちろん、脆弱層、貧困層への影響もそうだが、それだけに限らず、そもそも経済政策、開発政策のあり方、社会政策、世の中全体の支援のあり方、国

際社会としての取り組み方、あるいは国際社会といった第三者的な視点というよりは、むしろ途上国自身の政策運営のあり方も含めて反省すべき点はものすごく多いと思う。少なくとも私はそういう思いで、この開発の世界で取り組んでいるつもりである。

今回のコミュニケなり日本国の開発委員会のステートメントに、そうした思いが十分にもし反映されていないところがあれば、それは私としても非常に残念ではあるが、少なくとも、私の思いとしては、そうしたかつての反省を忘れた上で、新しい開発をしていこうということではない。そうした思いは、新しい方々はご覧になっていないので分からないかもしれないが、少なくとも、この開発の世界に長年取り組んでいる、パイの機関もそうであるし、パイの政府もそうであるし、国際機関も全く思いは同じだと思う。

かつての反省の上に、これからどうすれば一番良いのかをみんな考えていると思う。その上で、IMFと世銀に全てを任せっきりで終わり、とは、読みようによっては、確かにそう読めるところもあるのかもしれないが、そういうことではないと思う。

細かく見ていかなければならないかもしれないが、ここで言っているIMFと世銀にモニターというのは、この債務返済の救済ではなく、一時的に猶予する、しばらく前にインドネシアに津波がありその時にも債務返済の猶予を行ったが、その猶予の進捗の状況をきちんと国際機関にモニターしてもらうということを言っているだけであり、したがって、全てをIMFと世銀に任せっきりで終わりということではないと思う。そこで終わりであれば、そもそもパイの機関は援助などする必要はないので。そういうことではないので、みんなでしっかりと見ていかなければいけないが、数十の、債務の返済の猶予を受ける国が出てくる中で、その進捗状況を、テクニカルに誰が細かい数字を積み上げてモニターしていくのかとなると、まずは国際機関にしっかりと見てもらわなければいけなくて、その上で、我々も同時並行的に、しっかりと見ていくということではないかと思う。

過去の反省については、私自身はかなり思うところはあるし、そうした反省を踏まえた上で、新しい開発にこれからも取り組んでいかなければならないという思いは我々も先生と同じだと思うので、引き続きご指導頂ければと思う。

NGO側提案議題

議題1：JBIC 融資検討中のベトナム・ブンアン2 石炭火力発電事業に関して

MOF渡邊：

頂いている質問が大きく分けて3点あるが、1点目の政府方針との関係については財務省からお答えする。2点目と3点目は主としてJBICの事務処理に関することなので、JBICからお答えさせて頂く。

初めに、質問頂いている政府方針との関係について。まず、念のためだが、ブンアン2に関して、政府内の検討の経緯についてご説明差し上げる。本年1月に、ご存知かと思うが、小泉環境大臣からブンアン2案件に関して問題提起があり、日本政府内の関係省庁、これは経産省、環境省、外務省、財務省、この関係4省庁での協議の結果、このブンアン2案件について日越首脳会談共同声明で、協力を確認していることなども踏まえて、公的支援を実施する方針となっており、この旨は2月25日に小泉環境大臣から記者会見で発表がなされている。

その上でご質問についてだが、まず4要件の前提条件となる、CO2排出削減に資するあらゆる選択肢を相手国に提案し、という部分に関して、まず、日本政府・自然エネルギー庁が、ベトナム政府との間で、エネルギー政策対話などを通じて、ベトナムの電力事情や再生可能エネルギーを含む電力供給の方向性、今後の協力の進め方など、広範なエネルギー分野の協議を逐次実施している他、JBICにお

いても、ベトナム政府関係者のさまざまなレベルに対して、再生可能エネルギーや環境負荷の低減に資する日本の高い技術を活用することについて提案してきているものと承知している。

次に、4要件のそれぞれの要件との整合性について。結論としては先程申し上げた通り、関係4省庁間で議論した結果、4要件に合致していると判断されているので、その内容をお伝えする。

まず、「エネルギー安全保障及び経済性の観点から石炭をエネルギー源として選択せざるを得ないような国」に当たるかどうかに関しては、ベトナムでは電力需要が年率10%程度増加してきていること、石炭火力発電の経済性が優れていることや、これまでベースロード電源として活用されてきた水力発電の開発余地が限られていることからすると、石炭火力発電を主要なベースロード電源の拡充手段として位置付けていかざるを得ない、という状況にあるものと認識している。こういう状況を踏まえてベトナムは、先程申し上げたような、「石炭をエネルギー源として選択せざるを得ない国」に該当するものと考えている。

2点目の、相手国から「我が国の高効率石炭火力発電への要請があった場合」という要件だが、2017年6月、2018年5月の日越首脳会談共同声明において、協力を確認しており、これを以ってベトナム側からの要請があると理解している。ご指摘頂いているところで、「我が国の高効率石炭火力発電」に該当するのかと、「我が国の」というところが問題であろうとのご指摘も頂いているが、本事業に関しては、日本企業が事業主体に出資参画した上で、高効率な機器を採用して発電所を建設した上で、さらにオペレーション部分に参画していくことによって、長期に渡る高効率の発電を実現するものであって、こういった観点を以って「我が国の高効率石炭火力発電」と言えると考えている。

それから、「相手国のエネルギー政策や気候変動対策と整合的な形」であるかについては、このプンアン2事業が、ベトナム政府が気候変動対策も踏まえて策定している、改定第7次電源開発計画、PDP7のリバイズ版に開発計画案件として明記されている。そういった観点からして、ベトナム政府におけるエネルギー政策、また、気候変動対策と整合的であると判断している。

最後の「USC以上」という部分については、本案件は超々臨界圧を採用しているため、特段問題ないと思う。最後にお尋ねの、今後4要件の整合性の再確認をするかという点については、今申し上げた通り、4要件の整合性については、今申し上げたものが関係省庁で議論尽くした結果なので、現時点で申し上げられることはこれに尽きると思う。

JBIC松井：

質問2について、細かく分けて2点、その中でご質問頂いていると思う。最初の質問は、発電方法について、石炭火力以外の代替案が検討されていないのではないかというもの、その次の質問が、住民移転や生計手段の喪失について影響住民の適切な参加・協議が確保されていない点について、JBICの環境ガイドラインの違反になるのではないかと、細かく分けると2点ご質問を頂いていると認識している。

環境ガイドラインに関するご質問なので、環境ガイドラインの質問の中身から確認、ご説明をさせて頂く。私どもの環境ガイドラインで、15ページ、セクションで言うと、第2部の(2)の箇条書き1点目。そこにどう書いてあるかというと、「プロジェクトによる望ましくない影響を回避し、最小限に抑え、環境社会配慮上よりよい案を選択するため、複数の代替案が検討されなければならない」という旨が書かれている。この点について、私どもJBICとしては、事業者の方で環境社会影響を最小限に抑えるために、排出方法や設備について複数の代替案を検討していることをこれまで確認してきている。

質問の2点目の、住民の参加・協議、生計回復等の問題についてだが、私どもとしては現地の法令に則って適切に進めていることをこれまで確認をしてきている。したがって、私どもJBICとしての認識としては、環境ガイドラインとの齟齬はないと考えている。

質問3について。大変長いご質問を頂戴しているが、基本的には住民移転計画と生計回復計画に関するご質問と理解をしている。住民移転計画と生計回復計画については、遠藤様、深草様、田辺様、皆様との個別の会合などでもご説明させて頂いた通りであり、その際に住民移転計画と生計回復計画で、JBICのガイドライン上異なる取り扱いを行ったと、もしかしたら誤解を生じさせてしまったのかもしれないが、私どもとしては、融資に関する判断や対外公表を今何ら行っていないというのが現段階であり、またこのプアン2については融資決定をしているわけではない、という段階である。こういった段階においては、原則として私どもとしては、各種資料の入手状況やあるいは確認状況についてご説明することは差し控えさせて頂いており、本案件、プアン2に関しても、同様の取り扱いをさせて頂いている。本案件の住民移転計画に関しては、これは個別の会合でご説明をさせて頂いたと思うが、住民移転は発生しないということについては、公表させて頂いているEIAに記載されている。それはすでに公開されていることも踏まえて、公表情報をお答えしたというところ。

遠藤：

質問1から再質問、回答して頂いたことに対して確認をさせて頂きたい。まず、首脳合意や、資源エネルギー庁やJBICの方でベトナム側に対し、いろいろな確認をされていると伺ったが、こういった一連のベトナム政府側に対する提案は、財務省の方で最終的には確認をされているということで良いか。

MOF渡邊：

こういった会合なりJBICの面会などで、対話を行って、再生可能エネルギーの代替案も含めて、さまざまなやりとりを行っていることに関しては財務省としても確認している。

遠藤：

それはプアン2というこの個別案件に関してではなく、通常4要件に関してご確認されているということで良いか。

MOF渡邊：

通常というか、4要件に関する案件がそもそも多くないので、今回プアン2を行うにあたってはそういった観点で確認はしている。その4要件の適合性だが、先程申し上げた通り、財務省だけで最終的に判断をしているわけではなく、環境省、経産省、外務省、財務省の4省庁が主体になって、整合性を確認しているため、そういった意味で、それぞれの省庁の知見・意見を踏まえ、最終的に日本政府として、4要件の整合性を確認したとご理解頂けると幸いである。

遠藤：

最終的にベトナム側に対して、十分な提案が行われたと判断をされるのはどなたか。このエネルギー基本計画にある状況があるというのを確認するのはどのようにされるのか。

MOF渡邊：

これは難しいご質問だが、日本政府として確認したとご理解頂ければと思う。

遠藤：

各要件に関してだが、まず電力の需要についてお話をされて、石炭が必要だにご説明頂いたが、この判断は、再生可能エネルギーの効率が良くなってきていて、コストも安くなってきているという状況において、石炭がまだまだ必要だという判断が妥当なのかは、とても疑問に思うところ。それから、

2017年と2018年の首脳会談において確認がされているとのことだったが、これもすでに2年も3年前の話で、現状どうなのかをもう一度政府として考えて頂く必要があるのではないと思う。また、「我が国の」というところで、オペレーションの部分に日本企業が入るからとのご説明だったが、これは新しい形、今までは、ここは技術となっているので、オペレーションが入ってくるのかについては少し疑問に思うところ。確かに、プンアン2に関しては超々臨界圧なのでこれについては、整合しているが。

財務省のお答えに関しては、ここまでだが、少し、こちらからの最新の情報としてお伝えしておきたいのが、すでに個別に共有をしたが、NGOで声明を発表している。このプンアン2の事業に関して、今韓国の電力公社が事業への出資を検討しているが、KDIの方で行った予備妥当性調査では、この事業が事業全体として170億円の損失になる、収益がないということ算出している。また、収益性指数も1を割り込んでいて、0.96となることが公になっている。このような収益が見込めない事業に日本政府として支援をするのは、おかしいのではないかと、支援するべきではないという声明を出させて頂いている。

JBICとは個別にも面談をさせて頂いており、また引き続きそちらでも確認をさせて頂きたいと思っている。過去2回これについて議論をさせて頂いたところで、今まで伺っていなかった、事業者の方ですでに複数の方法を検討されたということ、たぶんこれは石炭火力の中で、いろんな方法を検討したということだと思うが、私どもが指摘しているのは、石炭火力の中での代替案ではなく、いろいろな発電方法があるところでなぜ石炭しかないのかという点を指摘させて頂いたので、そこを伺いたい。

それから、生計回復や住民移転に関することだが、融資の決定にまだ至っていないので、原則としてこういった情報の入手状況を、その説明を控えているというのは、これも初耳で、大変驚いた。こういった情報をまず入手してから、環境レビューを始めるといふことに、ガイドライン上もなっていると思うし、また環境レビューが始まった後に、こういった入手状況についても、ご共有頂かないと、第三者が適切な情報をインプットできないので、原則入手状況を説明しないというのは、ありえないのではないかと考えた。また、その住民移転がEIAに発生しないと書いてあることを回答されたが、これについても、EIAに書かれた情報が妥当であるのか、的確なことが書かれているのか、事実が書かれているのかを確認するのもJBICの責務だと思うし、これをただ、そこにそのように書いてあるからということで、住民移転が発生しないと切り切るのをおかしいのではないかと。これも問題なのではないかと思う。

MOF渡邊：

4要件の考え方については、政府内で協議した結果は先程もお伝えした通り。おっしゃったように再エネについて、コストが下がってきているとの状況も承知しているし、小泉大臣がオペレーションの部分ではなく、機器の部分が日本製ではないじゃないかと問題提起をしたことも踏まえて、オペレーションをどう考えるのかということも含め、関係省庁間で協議したところ。そういった経緯で、先程もお伝えしたような結果になっている。

最後にご指摘頂いた緊急声明を頂いており、詳細を精査しているわけではないが、リスクの分析はそれぞれあるかと思うし、JBICはJBICで別にリスク分析をしていると思うので、こちらについて、情報共有は関係者にさせて頂こうとは思っている。

JBIC松井：

遠藤さんのご質問に1点確認をさせて頂きたい。石炭火力発電の中で、代替案を検討しているかということではなく、その石炭火力以外の、太陽光など、そういったこともご検討されて然るべきだとお

っしゃられて、それに対する意見を求められていると理解した。遠藤さんの質問は、私どもの環境ガイドラインの複数の代替案、この解釈としてそもそも石炭火力以外のことも検討するようにガイドラインに書いてあるではないかというご趣旨か、あるいは、4要件の議論もあったので、4要件の中で、「石炭をエネルギー源として選択せざるを得ない国」という要件、あるいは「CO2排出削減に資するあらゆる選択肢を相手国に提案」しなさいという要件があるので、ここの関係で石炭火力以外を提案すべきではないかとおっしゃっているということか。そこを確認させて頂きたい。

遠藤：

おそらくJBICについては、4要件はJBICではなく政府が検討するものだというお立場かと思うので、ガイドラインの中で書かれている代替案の検討について伺いたい。

JBIC松井：

そうすると、ご趣旨に添うか分からないが、ガイドラインで我々が求められているのは、そのプロジェクトに関して環境配慮の代替案を検討することだと理解をしている。特段そのご趣旨が石炭火力だけでなく、太陽光なども含めて提案するのがガイドラインで求められているのだというご指摘だとすると、私どもはそういう理解ではない。私どものガイドラインに求められているような環境配慮の代替をしっかりと検討しているかを確認させて頂いている立場で、それを実際確認しているところ。ガイドラインとして、石炭火力において太陽光をやるということ自体もJBICのガイドラインに含まれているのではないかと、というご意見だとすると、ご意見は私ども受け賜りたいと思うが、私どもはそのような解釈ではないので、そこはもしかしたらすれ違ってしまいかもしれない。

遠藤：

JBICのガイドラインの解釈については、そういうことだということを今初めて伺ったが、私がガイドライン読む限りにおいては、これは環境配慮、「環境への影響について、出来る限り早期から、調査・検討を行い、これを回避・最小化」、なので、これだけ地球温暖化の問題がある今、これを回避するためにどうしたら良いかを検討しなくてはいけないということなのではないかと私は解釈する。

JBIC松井：

私どもでは異なる解釈を採っていたので、私どもとしては、そういった観点からはガイドライン上は求められておらず、ガイドライン上で求められている検討はしてきているという考え方である。

住民移転について、書いてある内容を可能な限りしっかりと確認すべきなのではないかというご指摘を頂いたと理解している。ここはおっしゃる通りだと思っており、私どもとしては、住民移転についても今後もしっかりガイドラインに則って、確認をして参りたいと考えている。

深草：

時間が押しているので、質問が実はたくさんあったが、JBICに個別に聞ける分に関してはまた後日、個別に議論させて頂ければと思う。

4要件との整合性については、頂いた説明では整合性の確認とは一体なんなのかと疑問が残るところ。気候変動政策との整合性や、結局PDP7のリバイズ版に載っているからそれで整合的なのか、ベトナムの気候変動政策とPDP7の整合性をきちんと見ているのか、そもそもベトナム政府の気候変動政策が、日本もベトナムも署名しているパリ協定と整合性があるのかなど、それぐらい踏み込んで見ていかないと、遠藤さんも気候変動の影響が昨今、非常に深刻になっていることを指摘されていたが、それぐらいの視点が求められるのではないかと思う。

先日、皆さんご存知かとは思いますが、環境省のファクト検討会で出された内容でも、途上国での排出をロックインするおそれなど長期的な視点が大変強調されていると思う。それを今まさに財務省も共

に、インフラ輸出戦略の骨子策定に向けてお話しされているところだと思うので、その辺は是非とももっと踏み込んで頂きたいと思う。

経済性が優れているともおっしゃっていたが、それが一体いつの時点で、どういう観点で経済性が優れていると言えるのかはかなり詳細な分析などをされているのだと思うが、それについてはもっと透明性ある説明をして頂きたいと思った。

最後の質問で、融資決定をしていないので、説明することは差し控えて頂きたいというのは、やはりどうしても納得できる回答ではないと思う。JBICとは2回会合を行わせて頂いていて、1回目はデューデリジェンス中につき回答は差し控えるとのことだったが、2回目については、住民移転計画について、作成していないという回答で、生計回復計画の方は回答を差し控えると、1回目と2回目だけでも回答の方法が変わっている。融資決定前であっても、そういった情報はこれまで他の案件ではJBICに開示して頂いていたと思う。これは質問書にも書いてあるので繰り返さないが、そもそも環境社会影響を回避・低減するために、私たちはこういう会合や情報交換、情報提供をして頂き、かつこちらからもしているところだと思うので、この融資前だから公表は差し控えるというのは、もうこれはJBICとは押し問答になってしまうと思うが、財務省としても、監督官庁としてこれについてそれで良いのか、そういうガイドラインの運用で良いのかということはお聞きしたい。

MOF渡邊：

個別案件ごとにいろいろ事情はあると思うので、融資契約前の案件については、JBICから出せる情報、出せない情報があるというのは承知している。他方でNGOの皆さんと意見交換して頂いて、案件をより良い方向にした方が良いので、それは我々としてもご意見頂ければ、JBICと協議はしていきたいと思う。

議題2: モザンビークの「隠れ債務」問題と円借款、三井物産へのJBIC融資について

MOF水沼：

頂いている質問で、隠れ債務問題と円借款については財務省から、カーボデルガード州における天然ガス開発事業とJBICによる融資についてはJBICから回答させて頂きたいと思う。

本件については、これまでも何度も質問を頂いており、私たちもモザンビーク政府の非開示債務問題に関して、ガバナンスを改善していくことは非常に重要な 이슈だと考えている。これまでもお伝えしている通り、モザンビーク政府が非開示債務問題の解決、債務持続可能性に取り組むことは重要だと考えており、引き続きモザンビーク政府の取り組み、途上国の債務持続可能性について注視していきたいと思っている。

次に円借款の現状についてだが、新規の円借款については引き続き供与はしていない。非開示債務問題が発覚して債務持続可能性が悪化して以降、モザンビークに対する新規の円借款は行っていない。

JBIC細井：

質問の3番目から順に答えさせて頂く。最初は、現地の治安情勢に関する基準についてだが、治安情勢については、案件ごとの個別性が極めて高いと思っているので、JBICの中での基準など、そういった一般化されたものは特段ない。ただ、融資検討にあたっては、いろんな公開情報もあるし、実際のオペレーター、プロジェクトの関係者の方などへのヒアリングや、外部専門家に対する情報提供を頂き、その中でプロジェクトの治安情勢を把握し、プロジェクトにおけるセキュリティ対策の適切性などを分析している。

4点目の質問、現地の人々の治安確保の問題についても、住民の安全確保に関しての重要性は我々としても認識しているところ。当然、プロジェクトの関係者のみならず、その周辺の地域住民に係るセキュリティ対策も含め、プロジェクトの関係者から情報を入手しているし、加えて、外部専門家にリスク分析を依頼するなどしながら、必要な情報収集を行い、対策の適切性を確認している。

続いて、現在のプロジェクト周辺の治安情勢についてどのように認識しているのかという点についてだが、プロジェクトの所在するカーボデルガード州では、散発的な襲撃事件があることは、我々としても認識しており、外務省でも海外安全情報でもレベル3で、渡航中止勧告も出ていることを認識している。プロジェクトの事業者とも、このあたりについては話をしているが、その彼らのセキュリティ対策に加え、政府等ともいろいろ協力していることは聞いているので、その中での治安対策については、我々としても把握しているところ。

それから、JBICとしての現在の融資検討状況についての話だが、こちらは事業者との関係もあるため、現在の検討状況について、お答えすることは差し控えたいと思う。こういった情報については、我々としても融資契約調印した段階で、毎度ホームページに公開しているため、そちらの方で我々としても最終的にはお答えしたいと思っているのが一般的な話である。

7番目のご質問、リスク分析の部分で、何に基づいて、どのような分析があるのかについてだが、こちらも先程の話と似ているが、個別案件のリスク分析の具体的な内容については、事業者との関係もあるため、こちらについては回答を差し控えさせて頂ければと思う。ただ、一般論という観点でいくと、先程も少しあったが、事業者の方から現地の情報等、それを踏まえた対策や、そういった話を聴取させて頂いており、そういった中で必要に応じて外部専門家にその情報を提供、リスク分析をしたりしながら、最終的には対策の適切性について確認を行っている。こういったことで一般的には我々としても確認をしているところ。

最後にEIAの関連の情報について、繰り返し2014年の話を質問書上でも書いて頂いているが、このプロジェクトのEIAはモザンビークの現地法制上の手続きに則って作成・承認されているものと認識している。ただ、時間が経過しているということは、我々も認識しているところであり、本プロジェクトの環境社会面の影響に関する情報収集は、もちろんEIAは基礎としてきちんと分析しているが、ただ一方で、その事業者、外部専門家を通じて最新の情報は入手しているので、そういった形でこのタイムギャップを埋めているところである。

船田クラークソン：

財務省から頂いたご回答で、「隠れ債務問題」、「hidden debt」と呼ばれているのを「未公開債務問題」と言い換えてらしたが、その理由を、「未公開債務問題」ではないと思うが。重要な 이슈だとおっしゃっているから、認識がかなり疑問なのだが。また、新規の債務はやっていないとのことだったが、これを何回かこちらから質問させて頂いている理由は、ナカラ港の改修に確か290億円近くの円借款が約束されていて、その後この「隠れ債務問題」が発生し、IMFが債務等を止めたので。日本もこの契約、調印はしたけれども止めていたという現状があったと思うが、そのお金はもう供与されたのか。この2点、先に財務省に確認できれば。

MOF水沼：

私もこの会合に出るのが初めてで、言い間違いをしてしまったかもしれないが、非開示債務問題について我々は重要な 이슈だと思っているし、そこのところ言い間違えていたようであれば、ただの私自身の間違いなので、その点はご容赦頂ければと思う。

ナカラ港改修の点については、E/Nの締結をしたものの、そこは止まっているという認識だが、そこは改めて確認をしてお返事したいと思う。それで良いか。

船田：

はい。2点目については良いが、1点目は、「未開示債務問題」という言葉自体がおかしいという質問だったのだが。

MOF水沼：

申し訳ない。未開示ではなく非開示。

船田クラーセン：

「未開示」でも「非開示」でも、これは意図して隠された債務なわけで、時の財務大臣が隠しながら調印、サインしてしまった債務の問題なので、それが非開示な債務であるという認識だと、モザンビーク政府のガバナンスの問題を、財務省が十分に理解していないという受け止めに我々としてはなる。通常使われている「隠れ債務問題」という風に、財務省として、用語を担当者も含め、徹底して頂ければと思うが、いかかが。

MOF水沼：

表現の方法はいろいろあると思うが、外務省も含めて非開示債務問題と使っているため、私たちもそこは非開示債務問題と呼んでいる。

船田クラーセン：

そこは他の人も疑問があると思うので、また後でやりとりさせて頂くとして、この債務持続性についてだが、この債務持続性と天然ガス開発は、この件については連動していると思うが、その点は財務省としてどのように理解されているか。

質問が分かりにくかったかもしれないが、「隠れ債務問題」で、その債務が結局どうなっているかはご存知だと思う。議会で国有化されてしまったために、モザンビーク国家として、これを支払わなければいけない状態になっており、モザンビークは依然世界で最も貧しい国の1つだが、自国のGDPを超える額の債務を負っている状態に陥ってしまった、という認識はお持ちであると思う。それをどうやって返すかということ、お金がないので天然ガス開発を進めることによって、そこで得た海外からの投資のお金で、債権者に払い始めている状況であるのだが、そこら辺はご理解されているか。

MOF水沼：

はい、理解している。

船田クラーセン：

この天然ガス開発に関しては、市民社会の方から今反対の声が上がっている。これは声明など、今回こちらから添付しているが、見ていらっしゃるか。

MOF水沼：

はい。

船田クラーセン：

ということは、その天然ガス開発において環境や社会配慮が不十分だということで、地元の団体や世界のいろんな団体が止めるべきだと言っていて、この天然ガス開発が止まってしまったら、債務は不履行になってしまうことについて財務省はどのようにお考えか。

MOF水沼：

その点についてはモザンビーク政府が、ガバナンスに関しては改善の取り組みを進めていると、少しずつではあるかもしれないがモザンビーク政府が改善に向けて取り組んでいると考えている。それによって、同国の債務持続可能性というのは、継続されていくものだと思っている。

船田クラーク :

具体的にどの部分で改善を「進めている」か。私が見ている限りではそうは見えないのだが。

MOF米山 :

少し今外に出ていたので、議論に正確にフォローできているかどうか分からないのでその前提で聞いて頂きたい。一次産品の輸出に依存した形で、経済運営を行っている途上国の数はかなり多いのだと思う。それは、モザンビークに限らない話だと思う。それが良いか悪いか、経済運営上はあまりよくないのだと思うが、今現実にそういう状態になっている国が多くて、そういった国々は一次産品価格の上下変動によって、様々な面で大きな影響を受けている。これは、実態として事実だと思う。いつまでもこういう国の運営のあり方をするのは、必ずしも望ましいことでは、本来的にはないのだと思うが、そこを最終的にどうしていきたいのかは、それぞれの国の希望なのだと思う。

残念ながら、今の多くの途上国、モザンビークを含めて、国際価格の変動はかなり大きく、一次産品の輸出によって成り立っている国は多いのは間違いない。そこは本当に安定的な経済運営をしようと思えば、さらにその先貧困削減をきちんとやって、社会開発をして経済開発をしてきちんと成長していこうと思えば、それだけに依存した形での経済運営というのは、少しずつではあるにせよ、改めていく必要はあるのだと思う。ただ、そういう運営を最終的にされるかどうかは、それぞれの国のもちろんご判断だと思う。ただそういう経済運営のあり方、社会運営のあり方を改善していきたいという国があるのであれば、我々は積極的に変えていくことを進めるべきだと思う。そういう国に対しては、みんなで支援していくことが重要だと思う。

船田クラーク :

すみません。そんな一般論の話を全くしておらず、この案件は十分ご承知のとおり、大変複雑で、この「隠れ債務」に調印したのは元財務大臣、つまりその当時の財務大臣で、今その方...

MOF米山 :

よく承知している。事実関係の確認はもう止めよう。私もよく存じ上げている。事実関係の確認だけではなく、これからどうしていくのかを議論しないか。この話は何年も前にお話ししなかったか。財務大臣は捕まっているし、知っている。新聞に出ている。

船田クラーク :

財務省として理解されているのは大変良いが、では、捕まった後どうなって、今現状どうあるかを理解した上で、「前に進んでいる」というお話だったのか、ただ具体的に...

MOF米山 :

捕まった財務大臣が今どういう生活をされているのかは承知しないが、それは、個別の刑事犯罪の問題だと思う。モザンビークとしてどういう風にこれからやっていくのかをこの場で議論しないか。

船田クラーク :

だからそのこと話しているのだが、最後まで聞いて頂きたい。何か誤解されていると思うので。大丈夫ですか。モザンビーク政府もこの問題を解決しようと思っしていると財務省が認識されていると、少々問題だと思う。なぜなら、そうであればまさに、この「隠れ債務問題」によって融資を止めてきたわけだから、「隠れ債務問題」の裁判が終わっていなければならない。しかし、モザンビーク検察当局は、2015年にこの裁判を始めて、現状どういう状態にあるか？ アメリカで訴追されている

財務大臣を南アフリカ政府がわざわざ捕まえたのに、その身柄の引き渡しを阻んでいるのはモザンビーク政府である。だから、モザンビーク政府がやっていることは、この「隠れ債務問題」を本当の意味で解決するための、アメリカやモザンビークなどでの裁判を一生懸命前に進めている状況ではない。「非開示債務」と呼ぶとしても、それが本当に明らかにならないと前に進めないのに、モザンビーク政府がそれを意図的にやっていないという状況について、財務省として「前に進んでいる」と思うのであれば、私は問題だと思うということが1点。

MOF米山：
前に進んでいるというのはどういう定義か。

船田クラーク：
それは同僚の方がおっしゃったことなので、ここで私が言うことではないが、次の天然ガスに比べてよろしいか。

MOF米山：
ここで何を議論されようとしているのかよく分からない。モザンビークの問題はすごく大きい。全くおっしゃるとおりだと思う。何を議論するのか。

船田：
もし良かったら、他の方、聞いている方に参加頂いた方が良いかもしれない。少し理解が...混乱してしまうと思う。

MOF米山：
申し訳ないが、混乱していないと思う。私がこの問題に1番詳しい。何年もこの話をしているではないか。要するに事実関係からまたやり直しか。

船田クラーク：
いいえ、事実関係ではなく、今、スイスでも新たにこの債務について捜査始まったが、このことはご存知か。

MOF米山：
はい、捜査しているのは知っている。これ何年も前から大して変わってないではないか。

船田クラーク：
大して変わってないわけではない。スイスの検察はいつ、裁判を...

MOF米山：
事実関係の細かいクイズは止めないか。ここで何を議論されたいのか。

田辺：
船田さん、時間の関係もあるので、コメントを最後にしたいが、今おっしゃりたいことを最後一言述べて頂いて、別の方に譲りたいと思うが。

船田クラークさやか：
はい。「隠れ債務問題」は、アメリカでの裁判も終わっていない。それからモザンビークでは裁判の日程すら、2015年に事件が始まって以来、ファイリングされていない。裁判の日程すら、明らかになっていない。そしてイギリスで「隠れ債務問題」について裁判が始まった。スイスでも、検察当局が今年の2月に捜査を開始したことを6月に発表した。つまり、「隠れ債務問題」を明らかにしようとい

う国際的な努力に対して、モザンビーク政府が...イギリスでの裁判はモザンビーク政府がファイリングしたので、やろうとしているように見えて、実際に国内では進んでいないことを考えると...この問題は解決していない。だから、「改善している」との認識はどうかということ、コメントとして残しておきたい。

大林：

先程の件と重なるかもしれないが、私どもの会の質問は要するに、モザンビークの現在止まっている新規の借款を再開するべきではないと思っているわけで、財務省が、ガバナンスが前進しているから再開もありうるということでは困るというのが我々の質問の根底にある。先程ご担当の方が、前に向いて進んでいるとおっしゃったので少しびっくりして、いろいろ技術的なことを申し上げたわけである。

実際、船田さんにもいろいろ調べてもらっているんで、我々もその辺のことについてはいろいろ細かい情報が入っている。実際に裁判はいろいろ動いている一方で、様々な形でなかなか前に進まないというのも事実で、これはある意味でモザンビーク政府のガバナンスが一向に良くなっていない証拠の1つだと私たちは思っている。こういうことを無視して、いろんなことを検討してはいけない。

財務省に1点、もしかしたらご存知ないかもしれないと思うので情報を申し上げておくと、イギリスで、モザンビーク政府がドナー、融資を提供した方を訴えている。それは、あなた方が悪いことをしたので、モザンビーク政府としてはお金が借りられなくなって大変な大損をしたという裁判である。ガバナンスが本当に改善していれば、こんなことはありえないわけである。その辺をしっかりと確認してやらないと、日本も実際に融資を行って、あるいは、ガバナンスが改善しないまま融資を再開すると、日本の国民の税金が再び悪いガバナンスによって、正当に、適当に使われないだけでなく、かえって逆に向こうから、あなた方のおかげでこんな目に遭ったという裁判を起こされる可能性すらある。だからその辺はしっかりと確認しながら、市民社会などいろんな人の意見を聞きながら、しっかりガバナンスの改善を見定めて、相手と交渉しなければいけないと思う。この辺は、米山さんがどういう風にお考えなのかご意見があれば伺いたいと思う。

MOF米山：

大林先生がおっしゃる通りで、私は今モザンビーク担当ではないが、よく見ているつもりである。モザンビークの当局が、イギリスで、かえって自分の方から訴えているという話は、しばらく前から動きはあったのでそれは承知している。なので、この国の大きな問題が前からあるわけだが、それほど大きく劇的に変わったことはないと思う。ただし、全く何も変わっていないかどうかはよく分からないし、少なくともやる気は、ポーズは示していたのは間違いないので、それがしっかりと実現しているかどうかは、もちろんきちんとモニタリングしなければいけない。それは全く別の問題として見ていかなければならないと思っている。

ガバナンスの問題もあるが、それ以上に、今の彼らの経済状況、財政状況というのは相当ひどいことになっているので、この状態で貸せるような状況では、私はなかなかないと思う。その状況は、前もそうだったが、今さらに、経済的にはもっと悪くなっているかもしれないので、そういった点をしっかりと見ながら、検討する必要があるのだと思う。

単にここに座って、外務省から情報が来るのを待っているわけではなく、私たちも積極的に情報をとっている。こういった話は、相当表に出ているし、よく承知しているので、それは担当の係の方にはしっかりと見てもらうようにしたい。ぜひそこは、私も担当課ではないので、私がしっかりとやると言っても何も意味がないのは分かっているので、担当の方にはそれはしっかりと見てもらいたいと思う。お伺いしているような話はずっと私自身もフォローしている。知っている。モザンビークの当局がイ

ギリシに訴えを起こそうとしていることは、別に今始まった話ではない。何年も前からこの動きがあってけしからんと思う。なんだと思う。けれども、そういったけしからん話も含めて、彼らが実際に発表したことや、少なくともやると言っていたことなどがいろいろあるので、そういったものを全体的によく見ながら、かつ、ガバナンスだけではなく、経済情勢、国際収支や、財政収支もしっかりと見ながら検討していくことは、当たり前だと思う。イロハのイだと思うので、それはみんなしっかりやってもらいたいと思っている。

船田クラーク :

天然ガスの話を財務省のところで持ち出した理由は、債務持続性の話だったからで、この北部の天然ガス開発への海外投資の資金で債務を返している状態なので、この天然ガス開発事業も注目されているのかと思って出ただけである。

JBICに対して、その天然ガス開発への融資についての質問だが、地元のNGOが今反対の国際署名を集めており、天然ガス開発自体を止めることが市民社会のアジェンダに上ってきている。そのような案件に対して、日本の公的基金を使った融資をまだしていない状態、まだ決定していない状態なので、JBICに対してはまず、市民社会が反対の声を上げているものを今決断するべきではないということが1点。なお、その地元のNGOが先日JBICを訪問したと思うので、それをどのように受け止められたのか。JBICとして、反対の声が上がっていることを認識されたと思うので、どう受けて止めてらっしゃるのかということが1点。セキュリティについて、外部専門家に調べてもらっているとのことだが、具体的にもしどのような専門家が教えて頂ければお願いしたい。現実、「散発的な衝突が発生している」という認識だと5の質問に対してお答え頂いたが、その認識は少しまずくないかというのが専門家としての私の疑問である。現在起こっているのは、天然ガス開発地の拠点であるモシンボア、パルマ...

田辺 :

ファクトについては、これ以上説明せず・・・

船田クラーク :

簡単に言うと、石油開発地域を含む一帯で起こっているだけでなく、そこにある郡の中心部を反乱勢力が警察や軍を追い出して占拠しており、「イスラム国」の旗を立てている。「イスラム国」もそれを声明などで出しており、この地域一体を「シャリーア法に基づくイスラム国にする」と宣言している。それに対して、モザンビーク政府軍が応戦しているが、負けてしまうことが多く、結局南アフリカの民間軍事会社に依頼をして、民間軍事会社と共同で対応している状態。はっきり言うと、「低強度紛争」と呼ばれる状況に入っている。よって、散発的襲撃でセキュリティ対策を当該企業が政府と協力しているから大丈夫という話では全くないので、日本国民の財産を使った融資の検討においては、地元での反対と低強度紛争が生じていることを考えれば、まず進められないのではないかと思うのだが、どうか。

JBIC細井 :

まず1点目、今年の1月だったと思うが現地のNGOの方も来て頂き、ご意見を表明頂いているので、そちらの点についてはもちろん認識させて頂いているし、本日もいろいろおっしゃって頂いているので、その点も認識させて頂いている。

2点目、コンサルタントについては、具体名はお答えを控えさせて頂ければと思うが、いわゆる一般的なセキュリティコンサルタントという形。

最後、私の方で表現ぶりの問題もあったのかもしれないが、散発的な、ということで、申し上げたかもしれないが、私たちも外務省の方も見ているし、日頃のニュースも見ているので、同じ認識と言う

のが適切かどうかは分からないが、そういった襲撃事件等、また、政府とのやりとりは我々としてもニュース等も踏まえて、外部専門家の意見も踏まえて、認識しているので、そういった点を踏まえながら検討をしていきたいと思っている。

議題3：JBIC、JICAによるインドネシア・ジャワ島における石炭火力輸出支援とPLNの債務に係る問題提起について

MOF渡邊：

質問1と2についてはJBICの案件なので、そちらはまずJBICの方でお願いしたい。3については、円借款案件なので財務省がお答えする。インドラマユの石炭火力発電事業については、インドネシア政府からの要請を受けて2011年8月にE/S借款の交換公文を締結し、現在、基本設計を実施している状況にあるものと認識している。円借款の本体事業に関しては、外務省にご照会頂きたいところであるが、このペーパーでご指摘頂いた点については財務省、経産省、JICAに共有させて頂き、政府内でも検討していきたい。

JBIC北村：

質問1について、まずお答えする。新型コロナウイルス感染拡大による社会・経済への影響は世界的にも予見が難しく、各国が前例のない対策を講じている状況である中、インドネシア政府およびPLNがどのように対応していくのか、我々JBICとしても注視しているところ。ご指摘のように、PLNから民間事業者へ何らかの要請があった場合には我々JBICとしても、民間事業者や他のレンダーと密に連携しつつ、各種契約条件も踏まえながら対応を行っていく所存。

質問2について、エネルギー政策にはそれぞれの国の事情により異なるが、ホスト国において電化の状況も踏まえつつ、国民生活に必要な喫緊の電力需要に対応する電源開発として、供給安定性等に優れた石炭火力発電を選択する国があるのは事実。こうした中、我々JBICとしては金融機関としての与信適格性の確認に加え、融資を検討する個別案件がホスト国のエネルギー政策に合致することを相手国政府等との対話も活用しながら、融資の決定前に確認してきている。

それに加えて、年金基金などを始めとする投資家は、例えば投資・出資先の石炭火力発電事業を保有する企業の価値の変動リスクを取っていることが多いと考えられる一方で、我々JBICは石炭火力の事業に対して融資をしている。その融資の主たる返済原資となる売電契約には、ホスト国政府サポートのコミットメントを得ることが通常であるため、採算性の悪化や早期のリタイアメントが本行の財務に与える影響は限定的と考えている。

波多江：

本体借款についてだが、経済産業省、環境省、財務省、JICAで何とおっしゃったのか。

MOF渡邊：

本体借款については、詳細は外務省にご照会頂きたいところではあるが、頂いた指摘については関係省庁、それからJICAに共有させて頂いて、続いて政府内で議論していきたいと思う。

波多江：

引き続き協議ということか。

MOF渡邊：

はい。議論させて頂きたい。

波多江：

まず、インドネシアのインドラマユから入りたい。今回、全般的にインドネシアの案件、ジャワ島の案件をあげさせて頂いている。これまでインドネシアの、JBICのバタン、チレボン、それからタンジュンジャティBの案件だが、バタン石炭火力とチレボンの拡張計画については住民の反対などもあり、JBICへの異議申し立てもあり、これまで環境社会問題についてあげさせて頂いていたと思う。

インドラマユについても、住民の強い反対があり、昨年住民の方が来日をされて、要請書を関係省庁に出されている。環境社会問題については、外務省及びJICAともこれまで議論をさせて頂いているところではある。今回は、環境社会問題に追加してこういった経済性の問題、あるいはインドネシアの財政側の問題、それから気候変動対策にあたっての座礁資産化のリスクがやはりインドラマユ、あるいはJBIC案件でこれまで議論させて頂いているバタン、チレボン、タンジュンジャティBにもあるのだということをお伝えしたい。私たちは非常に懸念しているということも含め、問題提起させて頂きたいと思い、今回議題にあげさせて頂いた。

インドラマユについて。ブンアン2のところでもお話があった通り、現在関係省庁間で、いわゆる石炭輸出の4要件の見直しの議論をされていると思う。このインフラ輸出戦略の骨子が7月か6月中旬から分らないが、これから出てくる中で、その4要件がどのような形に転ぶかというのは見てみないと分らないところ。私たちとしては、財務省も含めて要請書を出させて頂いている通り、(石炭輸出の支援は)もうしないという方針をやはり打ち出して頂きたい。それは国際的な要請、国際社会からの要請ももちろんある。環境省のファクト検討会でも長期的な視点を持ってこれから考えていく必要があるということが、分析レポートで非常に強調されて書かれていたと思う。

ホスト国、インドネシア政府の電力計画が今あるが、その中にインドラマユ石炭火力も2026年に商業運転を開始ということで計画には入っているが、今般の新型コロナウイルスによる需要の落ち込みと電力需要の伸び率の低下が予想される。こういった新しい状況、また気候変動対策も加速化している。

JICAがインドラマユでフィージビリティスタディ・協力準備調査をされたのも、2009年と2010年ぐらいの時。そのときの需要見込み、要は10年前の需要見込みなどを元に、今ずっとES借款でベーシックデザインなどへの支援・貸付を続けている。今、もう10年経った後に、もし本体借款の要請が来た場合に、2010年の協力準備調査を元に、このインドラマユが必要であるとか、あるいは座礁資産ということを中心に全く考えないで融資を決定することはあってはならないことだと思う。そこについては、しっかりと必要性の部分、今般の新型コロナウイルスの影響なども含めた上で、必要性の精査、そして気候変動リスクの観点からの座礁資産のリスクをしっかりと日本政府として精査をして頂きたいということで、今回この議題をあげさせて頂いた。

1問目、2問目はJBICからお話を頂いている。1点目の質問は、仮定の問題とは思っているので、PLNが求めてきた場合にはJBICとしても他のレンダーと一緒にやって対応するということだと思う。ぜひ、インドネシア側からそうした再交渉だとか、そういったものがあれば、状況に鑑みてちゃんと応じて頂きたいと思う。

2点目だが、私の質問があまり簡潔でなかったかもしれないが教えて頂きたいのは、このパリ協定以前あるいは以降、どちらも対応が同じなのかもしれないが、いわゆるプロジェクトファイナンスの交渉や合意を作る際に座礁資産化のリスクというのは考慮に入っているのか。プロジェクトファイナンスの交渉をする際、合意を事業者、レンダー、もちろんホスト国の中でする際に色々と原材料リスク、運転リスク、観光リスクや環境リスクなどあると思うが、気候変動のことを念頭に置いた座礁資産化のリスクを、最近のこのプロジェクトファイナンスはどういう風に見て、そしてリスクテイクを誰がすることになっているのか。そういった所をお伺いできればと思う。

MOF渡邊：

私からは大きく2点頂いたと思う。4要件の見直しに関しては、現在進行形で関係省庁で議論が進んでいるところ。私が直接担当している訳ではないが、財務省の中で担当している部署に今日頂いたご意見を伝えさせて頂こうと思う。それから、インドラマユの本体借款については、まだ政府内で何が決まっているというわけでもないという段階。日々、状況が変わっているのは認識しているので、それも踏まえていきたい。

JBIC北村：

ご質問頂いた座礁資産化の点であるが、一般的にプロジェクトファイナンスでは、融資の返済を確保するためのストラクチャーを構築することが大事になっている。それはパリ協定の以前・以後も変わらずやっている。取り上げられた様々なストラクチャーの中で、その要因に応じてお金が返ってくるメカニズムを確保しているので、その中で債権の回収、融資の返済を図っていく形になるのかと思う。

波多江：

座礁資産というものは全く考えていないということか。

JBIC北村：

どのような要因によって、座礁資産になるのか。かつ、座礁資産という言葉のその定義にもよるかと思う。我々のプロジェクトファイナンスの場合だと、電気を売って、その対価としての収入を得て、それを返済原資としてお返し頂くというのが基本となるので、この売電契約が機能するように様々なストラクチャーを作っている。その中で、座礁資産の要因、これまた様々あるかと思うが、要因に照らして、我々が作り上げているストラクチャーに照らして、債権の回収を図っていくのが基本的な考え方になるかと思う。

波多江：

北村さんがおっしゃったご説明は、分かった。私たちが今ストランディッド・アセットと言っているのは、気候変動対策をしていくにあたって、やはり2040年までには途上国でも石炭火力は全て閉鎖しなければならないというような、(パリ協定の)1.5度の目標を達成しようと思えば、そうだという風な形だと思う。その中で今石炭火力を動かし始めても、通常売電契約(PPA)は25年間で結んでいると思うが、25年間ちゃんと動かし続けられるかと言ったら、要はパリ協定に整合した気候変動対策をとろうと思えば、動かせない可能性もあるわけである。だから、座礁資産化という話が出てきていると思う。

今、民間のレンダーが原則新規石炭火力にはもう出さないという方針を新たにとっているのは、こういった座礁資産やパリ協定への整合ということを意識しての方針だと思う。動かせなくなる可能性があるというリスクをどこが取るのかと考えた時に、私たちの考えとしてはレンダー、JBICも含めて、しっかりとリスクテイクを考えるべきではないのかと思い、今回問題提起をさせて頂いた。

私たちはレンダーでも民間企業でもないので、JBICは通常のプロジェクトファイナンスでの交渉において、いろいろなストラクチャーに応じて、リスク要因があって、その中で売電契約をどうするかというのが基本的な考え方でやっているかもしれないが、その通常のやり方でやっていくと、今後ストランディッド・アセットで本当に石炭火力がインドネシア側で動かせなくなった時のリスクを、全部インドネシア側に押し付けることになってしまい、また将来世代が電力料金をPPAで固定された、一定の料金を払わなければならないことになるので非常に不利。そのリスクテイクをどうするかということが、将来的にはもう少し大きい問題意識として議論されるのではないかと私は考えているし、そうあるべきだと考えている。

議題4：バングラデシュ・マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業（フェーズ2）への円借款供与について

田辺：

こちらにもインドネシア同様、バングラデシュでも電力供給過剰の問題が深刻化している。マタバリのフェーズ1の環境社会配慮については、これまでこの協議会で議論させて頂いている。これからフェーズ2の円借款を進めようということになっているので、今日は電力供給過剰問題と経済性の問題に絞って議論させて頂ければと思っている。

MOF関口：

ご質問を2点頂いていると思うが、まとめて回答させて頂く。バングラデシュであるが、近年アジア大洋州地域で最も高い経済成長を実現している。足元は新型コロナウイルス（ウイルス）の影響を受けているが、そうした高い経済成長に伴い電力需要も急拡大している。2020年から10年に渡り年率約7.9%の電力需要の増加が見込まれている。

また、バングラデシュは2019年の貧困率は20.5%であるなど、貧困はいずれも深刻な問題。こうした中、バングラデシュ政府は2025年までに貧困率を12%までに引き下げることを目指している。貧困からの脱却のためには保健、医療、水、衛生や教育といった社会サービスの普及活動を通じたベーシックヒューマンニーズの充足のみならず、安定的な電力供給が不可欠である。このような状況において、2019年の最大発電実績は12,893MWと、2020年の推計最大電力需要15,881MWの約8割に留まっているという状況。このまま適切な電源開発がなされなければ、深刻な電力不足により貧困削減と安定した経済成長は困難になることから、早急な供給力の強化が必要になっている。

こうした状況を踏まえて、バングラデシュはこれまで発電源の多くを占めてきた自国産天然ガスの枯渇が近く見込まれ、液化天然ガス（LNG）の輸入を開始したところ。貧困削減と急速に拡大する電力需要による深刻な電力不足を回避するためには、再生可能エネルギーの開発だけで対応することは困難。バングラデシュ政府は、エネルギーの多様化と大規模かつ安定的な電力の確保の観点から、石炭火力発電による電源比率を、2016年の1.6%から2041年の32.2%にまで引き上げることを計画している。

バングラデシュ政府は、マタバリ地域を将来のエネルギー、物流、産業開発のハブとして開発することとしており、その開発の中核事業の1つとして位置付けられるのが、このマタバリ超々臨界圧石炭火力発電所建設事業である。本事業は数多くある発電計画の中でも、今後のバングラデシュの電力需要を支える不可欠な電源開発計画であると考えられている。

なお、ご指摘があったバングラデシュ政府策定の「Revisiting PSMP 2016」であるが、需要予測に対して、策定当時想定されていたあらゆる電源開発計画を、個々の計画の成熟度を問わずに供給力として積算し、需要と比較した上で供給予備率を算出しているものと考えられる。その電源開発の中には実現性の低い計画も一定数含まれていると想定されることから、69%という供給予備率の数字をもって供給過剰と言うことはできないと考えている。

また質問にあった、新規発電所の許認可を停止とのご指摘であるが、本事業を含む既存計画については、新規許認可の対象となることをバングラデシュ政府に確認済みであると聞いている。

2点目の質問に対する回答を申し上げる。バングラデシュでは、これまで主要電源となってきた国産天然ガスの枯渇が近く見込まれ、ガス火力に依存するエネルギー構造の大幅な転換が課題となってきている。その一方で、例えば、太陽光発電については、雨季と乾季の気候パターンが明確であることから発電量の季節変動が大きくなるためにベース電源の役割を果たす事が難しい状況。また、海抜

10メートル以下のデルタ地帯が国土の大半を占めるバングラデシュでは、発電所の適地となる海拔の比較的高いエリアというのは居住区となっていて、太陽光発電所に必要な大規模な用地取得が困難な状況。また風力については、風況的に適切な場所が限られるほか、サイクロンの被害を受ける可能性がある。

このように地理的・気候的制約のあるバングラデシュでは、太陽光エネルギーをはじめとした再生可能エネルギーのみで大規模かつ安定的な電力を安価で確保する事は大変難しく、急増する電力需要への対応は困難な状況。そのため、バングラデシュ政府は再生可能エネルギーも含めたあらゆる電源の経済的妥当性を考慮した結果として、国内産石炭や安価な輸入石炭を利用した石炭火力による電源比率を拡大していく方針をとっている。

また、ご指摘のあった太陽光発電のLCOEについては、計算の前提条件が明記されていないが、少なくとも蓄電池のコストが考慮をされていないのではないかと承知している。したがって、ここで示されたLCOEの数値を持って、夜間や雨季に日射量が著しく減少する時期においても、安定的に電力を供給する事が出来る石炭火力と単純に比較して経済的妥当性を判断することは困難だと考えられる。

また、系統安定化費用、例えば再生可能エネルギーの発電量が天候により、急に減少した際にバックアップとして必要な蓄電池のコスト等といった、安定的に確保できる電力容量とLCOEに含まれない要素も含め、総合的に勘案して検討していく必要があると認識している。いずれにしても、経済的側面を含むこの計画の妥当性については、今後開始する協力準備調査を通じ適切に確認していく予定と理解している。

田辺：

外務省の開発協力適正会議に私も委員として出ているので、その時と同じ回答だと理解をした。3点ほど改めてコメントをさせて頂きたい。まず、1点目。適正会議で議論させて頂いたが、電源開発というのは足元の需給ギャップではなく、基本的にはその計画の運転期間中のギャップをまず見るべきである。最初の方で色々とデータを述べられているが、足元のギャップにあまり囚われ過ぎると計画が過剰になる恐れがある。

2点目のバングラデシュ政府の「Revisiting RSMP」が、いろんな案件を含んでいるので、これだけをもって過剰とは言えないとおっしゃっているが、では何を見て供給力は足りないとおっしゃっているかが分からない。少なくとも公的資金をこれから出すにあたっては、いろいろな案件も含んでいるので過剰とは言えない、というだけではなく、将来のフェーズ2の運転期間において、こういった需給ギャップがあるので、お金を出す必要がある、という根拠がないと貴重な公的資金を投入する理由にはならないのではないかと思うが、いかがか。

3点目。これは4要件、今回色々と他の議題でも出てきている。経済的観点から選択せざるを得ない国に限り支援を行うということで、LCOEだけではないとのことだったが、何を見てこの経済性を確認するかというのが未だに見えない。ある程度LCOEの部分もあり、再エネであれば、再エネが大規模になった時にある程度蓄電池等のバックアップも必要だということは理解しつつも、未だに1%か2%の再エネの中で、再エネのみでは難しいという根拠だけではなく、きちんと、こういった理由でバングラデシュにおいては再エネだけでは行き詰まる、という根拠、今バングラデシュは1%か2%なので、再エネのみでは難しいという水準ではない。だからそこはどのような水準になった時にどういうコストがあるから必要だ、という説明がないと難しいと思うが、いかがか。

MOF関口：

3点ご指摘を頂いた。質問としては、2点目と3点目にあたると思う。2点目については、何を見ているかということだが、私の理解ではマスタープランは、JICAの支援で作ったものを元に行っているという

理解。細かいことは、今手元にないので、申し訳ないが、そのマスタープランを元に行っているというところはあると思うが、今回は、協力準備調査に踏み切った根拠が弱いと理解をしている。もちろん可能性があれば協力準備調査をして、確認していくことは重要だと思うが、協力準備調査以前に、すでに非常に根拠が不十分な中で協力準備調査に踏み切るというのは、我々としては疑問に感じている次第である。

田辺：

協力準備調査をやるかやらないかということは外務省の管轄なので、財務省に言ってもというところはあると思うが、今回は、協力準備調査に踏み切った根拠が弱いと理解をしている。もちろん可能性があれば協力準備調査をして、確認していくことは重要だと思うが、協力準備調査以前に、すでに非常に根拠が不十分な中で協力準備調査に踏み切るというのは、我々としては疑問に感じている次第である。

議題5：新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する国際協力～JICA「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」及び途上国の債務救済措置について

大野：

IMFのCCRTの支援等も含め、昨年の子備費を活用した支援、もしくは第一次補正予算における緊急支援等、国際支援を拡充して頂き、まずはお礼を申し上げます。

質問としては1点目として、JICAの緊急円借款について。これは事実確認の質問で、内容について教えて頂きたい。2点目の途上国の債務救済措置について、こちらは協議会で何度も出させて頂いた通り、債務救済の措置が進んでいることを歓迎しつつも、やはり民間債権者が持つ債権、加えて中国の参加等について引き続きどうなるか私どもとしても注視しているところ。それに加えて、せっかく債務の救済の措置が取られても、実際上に必要な教育や保健、そういったところに資金が確実に回るようにするためには、市民社会、特に途上国の市民社会の参画も含めて、開かれたプロセス等が必要になってくることに対しても問題意識を持っている。それらの点についても今回、いくつか質問を挙げさせて頂いたので、ご回答頂ければと思う。

MOF長谷川：

最初のJICAの新型コロナ対応緊急支援円借款に関して、ご質問を4点頂いていると思う。そちらに関して簡単に回答させて頂く。

緊急借款について、アジア大洋州を中心とする途上国に対して、途上国の政府等が経済対策に使う資金を意図的に供給し、その国における経済活動の維持、活性化に貢献するために、日本の方で策定した4月の緊急経済対策において、創設するものとしたもの。詳細に関して、国の数や対象の国、条件に関する点がご質問の1点目だが、先程申し上げた通り、アジア・大洋州を中心とする途上国向けの供与を想定している。具体的な国や数に関しては、関係省庁と今議論しているところで、相手の国との関係もあり、お答えは差し控えさせて頂く。条件に関しても差し控えさせて頂きたいが、この緊急借款に限らないが、円借款に関しては、地域、所得の水準、債務の持続可能性、IMFによる構造調整等といった、ご指摘頂いたような点は勘案して協議は行っているところ。

2点目として、緊急借款について、海外展開企業の円滑化の一環とされているがどのような仕組みかという質問。先程も申し上げたが、相手国の途上国の政府が経済対策に使うお金を供給することによって、その国で使う対策に活用して頂く。事業環境が良くなって、経済活動が維持、活性化されることによって、日本企業もそこに展開しているので、その事業の円滑化に資すると考えている。

3点目として、世銀やアジア開発銀行との協調融資の条件、日本政府からの協調融資の推奨などあるのかという点。こちらに関して、相手国の状況、コロナのそれぞれの影響はさまざまであるので、

相手国のニーズに応じて適切に支援をしていく。他の世銀やアジア開発銀行といった、マルチの機関との協調融資となる場合に関しては、こういった機関と条件について調整を行うことになると思う。

4点目、コロナの対策に必要な資金を確保するため、プログラム・ローンであることが望ましいと思われるが、これを財政支援として活用される予定はあるのかという点。こちらはプログラム・ローン、財政支援を含めて、相手国の話をよく聞いてニーズに応じて支援を実施していきたいと考えている。プログラム・ローン、財政支援ももちろん考えていくということ。

大野：

今議論中で、今進んでいると理解させて頂いた。アジア大洋州が中心ではあるものの、アフリカ地域等、いわゆるアフリカの最貧国等も、対象になる可能性はあるという理解で良いかという点と、相手国のニーズをいろいろ今勘案してくださっているとのことだが、日本政府に寄せられるニーズとして、現在どのような形のニーズが多く途上国から声として寄せられているか等、差し支えない範囲で、現在の途上国の状況を知りたいという観点から、可能な範囲でご共有頂けると助かる。

MOF長谷川：

先程申し上げた通り、アジア大洋州を中心とするので、アフリカを配慮するものではない。具体的な内容、どういったものがあるかは、それぞれあるところなので、詳細に関してはそれぞれの状況でお答えできないが、もちろん先程冒頭であったかと思うが、検査体制の整備のための、保健関係のプログラム・ローンを組んで欲しいというような話は、当然だがコロナの状況なので寄せられているということが申し上げられると思う。こちらに関しても、きちんと関係省庁、JICAと話をし、相手国のニーズに沿った形で支援をできるように今準備をしているところ。

MOF小荷田：

ご指摘の通り、本年4月15日、G20財務大臣会議、および主要債権国が集まるパリクラブにおいて、新型コロナウイルスの拡大による最貧国への影響、これに対処するために最貧国の公的債務、支払を猶予することに合意した。この合意では、最貧国からの要請に基づき、本年5月1日から今年12月末までの8か月間、支払期限が到来する公的債務の支払を猶予することになっている。

債務支払猶予の対象となる国、全部で国際的に合意された数は最貧国77か国である。日本の場合は、このうち35か国の対象債権を有しているため、仮に日本に猶予の申請があるとすれば、最大で35か国が支払猶予の申請をしてくることになる。申し上げた通り、このイニシアティブは最貧国からの申請に基づき、支払を猶予することになっているので、実際に猶予する金額を現時点で正確にお答えすることはできないが、仮に日本が債権を保有する35か国の最貧国から要請があったと仮定すると、その金額は最大で約900億円になる。

民間債権者の観点からのご質問を頂いているが、まさにご指摘の通り、近年途上国の貸付において民間債権者のプレゼンスの高まりは問題意識の背景としてあると思う。我々としても民間債権者、自発的な貢献に期待しており、また国際社会もそうした民間債権者の貢献に期待しているところ。

民間債権者が支払猶予を行った場合、我々公的債権者と少し毛色が違う点として、格付機関、ムーディーズやS&Pなどの格付機関による債務国のソブリン格付への影響もあると承知している。現在こうした論点も含めて、民間金融機関の集まりである国際金融協会（IIF）が中心となって、民間債権者として、この債務支払猶予イニシアティブにどのような貢献が果たせるか、こうした議論を行っているところ。また、そのIIFは、我々公的債権者の集まりであるパリクラブ、G20の会合にも参加しており、このイニシアティブの貢献のあり方も含めて、幅広く途上国の債務問題についての議論を行っているところ。もちろん日本政府としても、こうした議論、対話を活用して、しっかり民間債権者の取組について働きかけ、議論に積極的に参加していきたいと考えている。

もう1つの論点である中国だが、中国はG20の一員でもあり、今回、債務支払猶予イニシアティブに中国も含む形でG20一体となって合意したこと、これは日本政府としても非常に歓迎している動きで、ある意味エポックメイキングなことでもあり、非常に素晴らしい進展だったと思っている。中国が債務支払猶予イニシアティブの対象国に保有している債権について、対象期間中に期限が到来するものについては、当然中国もG20で合意したわけなので、この合意に基づいて、支払猶予を行うことが求められている。中国を含めた各債権国の実施状況については、今後IMF・世銀等とよく連携しながら、G20及びパリクラブの場でしっかりモニタリングをしていくことになっている。

また、中国のパリクラブの参加についてもご質問を頂いている。中国は現在パリクラブのアドホック参加国で、これは必ずしも正式メンバーではないのだが、アドホック参加国ということで、一定の関与をしている。パリクラブ事務局を中心に、引き続き、中国の将来のパリクラブへの正式参加の可能性をしっかりと見据えてパリクラブにおいて議論を行っているところ。日本としても積極的に中国の参加に向けて議論に参画していきたいと考えている。

最後に、市民社会の参画のお話を頂いた。今後、債務支払猶予の議論がどのようになっていくか、よく注視する必要があると思っている。IMF・世銀はそれぞれの債務国の債務状況について、しっかり分析を行っているところ。将来的にはこの分析を踏まえて、我々がこの後どのような対応が必要になってくるのか、コロナが上手く収束して、状況が元に戻れば一番良いのだが、どのような状態になるか分からない。IMF・世銀の分析をしっかり踏まえて、どのような対応をするかというのはよく議論、検討していく必要があると思う。このようなコロナの影響を受ける中で、市民社会の役割は非常に大きなものだと思われ、我々も認識しており、今回このような場を頂き大変ありがたく思っている。引き続きこうした場を借りて、皆様と意見交換をしていきたいと考えている。

大野：

数点ご質問させて頂きたい。1点目、日本への支払い対象の国数が35か国、全部要請があったとすれば900億円ということで、私が個人で調べようと思った場合、どこを調べればこれに関するデータが見られるのか。こういうところで質問せずに、自分で調べられるなら調べたいので、教えて頂ければ。

2点目、格付けの件に関して、やはりいろんなところで議論になっていると承知をしているが、実際のところ、民間債権者が債権のrestructuringに同意をして、経済がまともに動くことによって、逆に格付けの方に、プラスの影響がある部分もあると思うが、そういった議論が今なされているかどうかを教えてください。

3点目、私の理解では、今回の一時支払いの停止の対象の債権者の1つに、世界銀行が入っていないという認識だが、それが正しいかということと、世界銀行の持つ債権に関しては、やはり何かしらのグラントでの拠出等がないと、なかなか応じることができないという状況が今も続いているのかを教えてください。

最後に、今議論がなされているか分からないが、実際にところ債務救済に応じた国が、救済分を、例えば一種の条件付けとして、その分は必ず教育に回すように、必ず栄養支援に回すように、といったデッドスワップ的な、そういった、いわゆる社会の最も脆弱層に裨益するような形での条件付けが、1つの債務の救済の枠組みとしてなされているかどうか。あるいは、日本政府としてはこれを推しているというものがあれば教えてください。

MOF小荷田：

まず、金額については、今回5月1日から12月末までの8か月間という非常にスペシフィックな金額になるので、このような細かい金額は元々availableな情報として用意されているということではない。

我々も各関係機関から情報収集して、数字を足し合わせたものであるので、その点をご了解頂ければと思う。

2点目の格付については、全くご指摘の通りで、公的債権者がこのように支払猶予をすることによって、当面の資金繰りはその最貧国にとっては非常に助かることになるわけだから、その途上国の経済社会の発展、あるいは当面の資金繰りという観点からは、逆にプラスなのではないかということはあると思う。我々もそういうイメージでいたが、格付機関の考え方としては、民間の債権者が、仮に債務の支払を資金繰りが厳しいことを理由に、例え両者の合意を以って、支払猶予をしたとしても、それはその国のソブリンの格付、その国のリスクに一定の影響を及ぼすという考えをしていると承知している。ここはまた、いわゆるODAやその国の経済社会の発展のためにお金を出して、その国のために支援をしている公的機関のお金の性格と、民間資金もちろん経済社会の発展のために使われるものではあるが、その国に投資しているというその民間資金の投資の性格、こういった観点から格付会社では、それぞれの格付機関の考え方があるから、そのような考えがあると承知している。こうした議論をIIFを中心にしていることを承知している。

世界銀行に関しては、今回の債務支払猶予イニシアティブは、二国間の公的債権者のみならず、世界銀行やその他の地域開発銀行、また民間の金融機関も含め、国際社会全体として、皆様の名前が入る形で立ち上げたイニシアティブになっていて、世界銀行や地域開発銀行、MDBs等がどのような貢献ができるかは、また彼らなりの貢献の仕方があり、このイニシアティブにどう貢献できるか議論を行っているところ。

最後の、社会保険支出にきちんと使われるべきだという点は、本当にごもっともなことで、このイニシアティブを立ち上げた時のデザインとして、IMF・世銀が債務支払猶予の要請を行い、その裨益をした国が、きちんと社会保険支出の歳出を増やしていることをしっかり確認、モニタリングすることになっている。その意味では、きちんとしたそのモニタリングメカニズムが、元からビルトインされた形のイニシアティブになっているので、我々もそういう意味で、このイニシアティブはしっかり立ち上げようと考えたという経緯がある。